

# 令和5年度 指定居宅サービス事業者等 集団指導



大阪府 福祉部 高齢介護室  
介護事業者課 居宅グループ

# 次第

---

1. ご挨拶 大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長
2. 介護保険の理念
3. 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の 内容等について
4. ハラスメント対策について
5. 介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて
6. ヤングケアラー支援について
7. 介護ロボット導入活用支援事業

# 1 介護保険の理念(介護保険法第2条)

提供するサービスが要介護状態の軽減・悪化の防止又は予防に役立つものであること。

利用者の受けるサービスは、利用者の選択に基づき、多様な事業者等から総合的・効率的に行われるものであること。

事業者が提供するサービスの内容及び水準は、可能な限り、利用者の居宅において自らの能力に応じ、自立した日常生活を送れるように配慮されなければならないこと。



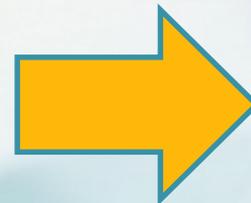
各事業者の皆様が、介護保険関係法令を遵守していただくことが重要です。(例:厚生労働省令・大阪府条例) 3

## 2 利用者本位のサービス提供

利用者と事業者の対等  
な立場の構築

利用者の立場の理解

利用者の立場に立った  
サービス提供



利用者本位の  
サービス提供